

蒲郡市指定学校変更及び区域外就学取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第5条第2項又は第6条の規定により教育委員会が指定した蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年蒲郡市条例第15号）第2条に規定する学校（以下「公立学校」という。）を変更する場合又は区域外就学する場合の基準及びその手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「指定学校変更」とは、政令第8条の規定により市内で通学区域外の公立学校に就学することをいう。

2 この要綱において「区域外就学」とは、政令第9条の規定により市外から市内の公立学校に就学することをいう。

(指定学校変更及び区域外就学の許可基準)

第3条 教育委員会は、児童若しくは生徒又はその保護者が別表に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、指定学校の変更を決定し、又は区域外就学を承諾することができる。

(指定学校変更の手続)

第4条 指定学校変更の申立をしようとする児童又は生徒の保護者は、指定学校変更申立書（第1号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申立の内容を審査し、適当と認めるときは、その旨を指定学校変更決定通知書（第2号様式）により当該申請をした保護者、指定変更前の公立学校の校長及び指定変更後の公立学校の校長に通知し、変更を認めないときは、指定学校変更申立棄却通知書（第3号様式）により理由を付して当該申請をした保護者に通知するものとする。

(区域外就学の手続)

第5条 区域外就学の申請をしようとする児童又は生徒の保護者は、区域外就学申請書（第4号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 教育委員会は、区域外就学が相当と認める場合は、政令第9条第2項の規定により、児童又は生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

3 教育委員会は、第1項の申請に対する承諾の決定をしたときは、その旨を区域

外就学承諾通知書（第5号様式）により当該申請をした保護者及び区域外就学させる公立学校の校長に通知し、不承諾の決定をしたときは、区域外就学不承諾通知書（第6号様式）により理由を付して当該申請をした保護者に通知するものとする。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際、現に改正前の規定により定められていた第1号様式及び第2号様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に行った指定学校変更又は区域外就学の決定については、この要綱の規定により行ったものとみなす。

別表（第3条関係）

指定学校変更許可及び区域外就学承諾基準

事 由		許可又は承諾期間	添付書類
住所移転等	1. 学年途中で転学となる場合	学年末まで	
	2. 住居の建て替え等により一時的に居所を移動する場合	従前の住所地への転居予定日まで	
	3. 学年末までに転居する場合であって、年度当初から住所移転の予定地の属する学区の学校へ就学する場合	転居予定日の属する学年初めから転居予定日まで	住居完成予定年月日及び場所を確認できる書類等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認申請書 ・ 売買契約書 ・ 工事請負契約書
	4. 学校区域の変更があった場合	義務教育学校の前期課程修了又は卒業まで	
家庭環境	同居の保護者が全て就労しているため、保護者の勤務先又は祖父母宅等の学区の学校へ就学する場合 (原則として小学生まで)	義務教育学校の前期課程修了又は卒業まで	保護者の就労が確認できる書類等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労証明書 ・ 営業証明書 祖父母等の同意書（第7号様式）
特別支援学級	心身に障害のある児童生徒であって、本来就学すべき学校に学校教育法第81条第2項に定められた特別支援学級が設置されておらず、主となる障害の区分の特別支援学級が設置されている学校へ就学する場合	義務教育学校の前期課程修了又は卒業まで	
その他	不登校、いじめ等により、指定校以外の学校に就学を希望する場合	教育委員会が認めた期間	当該学校長の意見を付した書類
	町内会の関係等により地域活動に支障をきたしている場合	義務教育学校の前期課程修了又は卒業まで	町内会長からの町内在籍を明らかにする書類
	区画整理・都市計画等により立ち退きを余儀なくされた場合	義務教育学校の前期課程修了又は卒業まで	立ち退き命令を受けたことを証明する書面
	その他適当と認められる場合	教育委員会が認めた期間	特別の理由を明らかにする書類

指定学校変更申立書

年 月 日

蒲郡市教育委員会 様

保護者氏名
連絡先電話

住 所			
希望学校		指定学校	
変更期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ()		
学 年	児 童 ・ 生 徒 氏 名		生 年 月 日
第 学 年			年 月 日
第 学 年			年 月 日
第 学 年			年 月 日
理 由			

上記のとおり指定学校の変更をお願いします。
ただし指定学校の変更の許可を受けるにあたり、下記のことを誓約いたします。

記

1. 変更期間終了後は、直ちに指定学校に就学します。
2. 通学については、事故のないように万全を期します。万一事故等あった場合は、保護者が責任を負います。

保護者
蒲郡市立 長 様

蒲郡市教育委員会

指定学校変更決定通知書

年 月 日付で申立てのありました指定学校の変更について、学校教育法施行令第8条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

児童・生徒名		生 年 月 日	年 月 日
保護者名		児童生徒との続柄	
住民登録地			
希望学校	蒲郡市立	第 学年	
就学指定学校	蒲郡市立	第 学年	
審議結果	変更決定		
変更期間	年 月 日から	年 月 日まで	
審議結果の理由			
添付書類			

保護者

様

蒲郡市教育委員会

指定学校変更申立棄却通知書

年 月 日付で申立てのありました指定学校の変更について、学校教育法施行令第8条の規定に基づき、下記のとおり申立棄却としましたので通知いたします。

記

児童・生徒名		生 年 月 日	年 月 日
保護者名		児童生徒との続柄	
住民登録地			
希望学校	蒲郡市立	第 学年	
就学指定学校	蒲郡市立	第 学年	
審議結果	申立棄却		
審議結果の理由			

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蒲郡市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

区域外就学申請書

年 月 日

蒲郡市教育委員会 様

申請者

住 所

氏 名

連絡先電話

下記により、蒲郡市内の公立学校への区域外就学を希望します。

なお、通学については、事故のないよう万全を期し、万一事故等あった場合は、保護者が責任を負い、就学期間後は、直ちに転校させることを誓約します。

記

児 童 ・ 生 徒	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
	現 住 所			
	住民登録地			
	保 護 者 名		続 柄	父 ・ 母 ()
本来の就学校	第 学年			
就学希望校	蒲郡市立	第 学年		
就学の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
理 由				

蒲 第 号
年 月 日

保護者
蒲郡市立 長 様

蒲郡市教育委員会

区域外就学承諾通知書

年 月 日付で申請のありました区域外就学について、学校教育法施行令第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり承諾しましたので通知いたします。

記

児童・生徒名		生 年 月 日	年 月 日
保護者名		児童生徒との続柄	
住民登録地			
希望学校	蒲郡市立	第 学年	
就学指定学校		第 学年	
審議結果	承諾		
承諾期間	年 月 日から	年 月 日まで	
審議結果の理由			
添付書類			

保護者

様

蒲郡市教育委員会

区域外就学不承諾通知書

年 月 日付で申請のありました区域外就学について、学校教育法施行令第9条第12項の規定に基づき、下記のとおり不承諾としましたので通知いたします。

記

児童・生徒名		生 年 月 日	年 月 日
保護者名		児童生徒との続柄	
住民登録地			
希望学校	蒲郡市立	第 学年	
就学指定学校		第 学年	
審議結果	不承諾		
審議結果の理由			

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蒲郡市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

蒲郡市教育委員会 様

申立者住所

申立者氏名

同 意 書

留守家庭に伴う下記の児童の指定学校変更が許可された場合、該当校よりの連絡等について万全を期して対応するとともに、当人の監督について責任をもって実施いたします。

寄留先住所

寄留先責任者

児童・生徒名	
就学校名・学年	蒲郡市立 第 学年
児童と寄留先責任者との続柄	
寄留先電話番号	() —
その他	